

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅳ－1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	(1ページ) 表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年4月12日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム1 ②	(項番5の追記)	5 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。))とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム1 ③	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、 国保情報集約システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ①	(システム11の追記)	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ②	(システム11の追記)	国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務にかかる機能 配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1)配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ③	(システム11の追記)	[○]その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	I－6 ②	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事前	「重要な変更」
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 図	(図に追記)	○情報元にある国保連合会に「情報集約システム」を追記。 ○情報元に新たに「コンビニ収納代行業者」を追記。 ○札幌市の枠の中に「データ連携用PC」と「国保総合PC」を追記 ○「⑩データ連携」、「⑫帳票の配信」、「⑬世帯の継続性判定」、「⑭速報確定情報」の追記および矢印の追記	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	(①～④まで追記)	①資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。 ②情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。 ③情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ④コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① 地方公共団体・地方独立行政法人	「各市町村、北海道国民健康保険団体連合会」	「各市町村」	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① その他	(追記)	国保連合会	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ③	(⑩の追記)	⑩ 国保連合会とのデータ連携情報・日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ④	(3行目から追記)	平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ⑤	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託の有無	「7件」	「8件」	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項6 ⑤	国民健康保険法第45条第5項において、療養の給付に関する費用の審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる旨を確認できる。	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第45条第5項に基づく委託)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ①	(委託事項8の追記)	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(委託事項8の追記)	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 対象となる本人の数	(委託事項8の追記)	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 対象となる本人の範囲	(委託事項8の追記)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② その妥当性	(委託事項8の追記)	国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託契約である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ③	(委託事項8の追記)	10万以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ④	(委託事項8の追記)	[○]専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑤	(委託事項8の追記)	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑥	(委託事項8の追記)	北海道国民健康保険団体連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑦	(委託事項8の追記)	再委託する	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑧	(委託事項8の追記)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅱ－4 委託事項8 ㊟	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ－5 提供・移転の有無	提供を行っている(21)件	提供を行っている(27)件	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 提供先6～提供先27	(提供先6～提供先21)	(提供先6～提供先27) ※提供先を6つ増やし、「①法令上の根拠」に記載のある「別表第二」の項番に従い並び変えた。 なお、新規に追加(追記)した提供先は次の通り。 ○提供先6 別表第二(第9項) ○提供先7 別表第二(第12項) ○提供先8 別表第二(第15項) ○提供先24 別表第二(第97項) ○提供先26 別表第二(第109項) ○提供先27 別表第二(第120項)	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先1 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先2 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先3 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先4 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先5 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先6 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先7 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先8 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先9 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先10 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先11 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先12 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先13 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－6 ㊟	(＜札幌市における措置＞の記載に項番3を追記)	3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(別添2)＜国保＞	(項番3152から3203の追記)	((別添2)＜国保＞の項番3152から3203のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添2)＜収納＞	(項番1970から1980の追記)	((別添2)＜収納＞の項番1970から1980のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(項番2の追記)	2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク2 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(6行目から追記)	国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	(2行目の「なお、」以下を追記)	なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ データ連携用PCと情報集約システムの接続、及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク1 その他の措置の内容	(追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはなく、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕様となっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 その他の措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更及び文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な管理方法	(5行目から追記)	情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 具体的な管理方法	(3行目を追記)	情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用PCにて自動でやり取りすることし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<国保連合会における措置> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報情報が、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効果率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(上記つづき)	(上記つづき)	・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、 unnecessaryな複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	(上記つづき)
平成29年4月12日	Ⅲ－5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	Ⅲ－7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(<札幌市における措置> の記載に項番4を追記)	4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－7 リスク2 リスクに対する措置の内容	(3行目を追記)	データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅵ－1 ①	平成27年12月24日	平成28年10月31日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ－2 ②	平成27年6月15日～7月14日	平成28年12月21日～平成29年1月19日	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	VI-2 ④	・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるのかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないかな。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。	(※前回評価の記載から再評価における意見に変更) ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうなるのか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうか。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-2 ⑤	住民意見による評価書の修正はない。	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-3 ①	平成27年9月14日	平成29年3月24日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-3 ③	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書の再評価に関する特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年3月7日	I-2 システム12 ①	(システム12の追記)	特定健診・特定保健指導システム	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ②	(システム12の追記)	1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ③	(システム12の追記)	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	II-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、国民健康保険法及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う業務 ② 国民健康保険資格の管理を行う業務 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行も含む)業務 ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う業務	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務 ② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務 ③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の交付、管理に関する業務 ⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う業務 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う業務	2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	5 保険料の収納・滞納整理に関し以下の事務を行う。 ① 納付義務者からの納付の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム1 ②システムの機能	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格にかかる機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課にかかる機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付にかかる機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。))とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム2 ②システムの機能	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I－2 システム3 ②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I－2 システム4 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I－2 システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム6 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住記記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム7 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム8 ②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	(上記つづき)	※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。))。	事後	(上記つづき)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ・については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 ・1 資格に関する事務 (前略)③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) (中略) 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の44の項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ・については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。 ・1 資格に関する事務 (前略)③ 被保険者に対する資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下、「資格確認書等」という。)の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) (中略) 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 (追記) ⑥ 産前産後軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 (追記) ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(上記続き) 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理	(上記続き) 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、個人番号カードを資格確認書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	(別紙1) I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化前に使用するシステム】 システム1～13	(省略)	別紙1 (別紙1)標準化前に使用するシステムに集約	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】 システム2 ①システムの名称	(追記)	国民健康保険システム(以下「国保システム」という。)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム2 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 資格確認書等の作成及び資格確認書等交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び資格確認書等の作成 ④ 滞納世帯の情報を集約し、減免・軽減情報や不現住情報の照会 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム2 ③他のシステムとの接続	(追記)	既存住民基本台帳システム、宛名システム、税務システム、国保情報集約システム、統合収納・滞納システム、システム基盤(市中間サーバー)、特定健診・特定保健指導システム、各原局システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム3 ①システムの名称	(追記)	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム3 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムで、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間で立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間で立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	上記続き	上記続き	(上記続き) 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ③他のシステムとの接続	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ①システムの名称	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	上記続き	上記続き	(上記続き) 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワーク	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム7 ③他のシステムとの接続	(追記)	既存住民基本台帳システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ①システムの名称	(追記)	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。) ☒	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ②システムの機能	(追記)	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム(データ連携用PCを介した連携)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ①システムの名称	(追記)	特定健診・特定保健指導システム		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ②システムの機能	(追記)	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム(FTP連携)、既存住民基本台帳システム		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ①システムの名称	(追記)	医療保険者等向け中間サーバー		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム10 ②システムの機能	(追記)	医療保険者等全体又は医療保険制度横断で個人番号カードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を含まない。) 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。) 3 本人確認事務に係る機能(同上)		
	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第一項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく「利用特定個人情報の提供に関する命令」主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、70、81、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(69、70、71、160の項)	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容 備考	(前略) ②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。(後略)	(前略) ②資格情報より資格確認書等を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。(中略) ⑧納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を受け取る。 ⑨国保システムから「財務会計システム」へ納付データを送信(連動)し、格納。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-2 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報保有を必要がある。	正確かつ公平・公正な資格決定と給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報保有を必要がある。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(前略) ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	(前略) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…医療助成受給者について受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑦ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑧ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(前略) ④ 児童福祉・子育て関係情報…随時(変更時等) ⑤ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑧ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑨ 年金関係情報…随時(届出受理時等))、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑩ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	(前略) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑦ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑧ 年金関係情報…随時(届出受理時等))、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑨ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	国民健康保険の資格管理、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 都道府県単位での被保険者資格等の管理を国保連合会に委託することになっていることから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	国民健康保険の資格管理、保険給付、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 また、国民健康保険において被保険者資格や保険給付等の管理を都道府県単位で適切に実施するにあたり、国民健康保険法第113条の3に基づき、個人番号利用事務の一部(資格情報や給付情報の収集・整理等)を国保連合会に委託しているため、本事務の遂行において同連合会から当該情報を入手することは妥当である。なお、入手する情報は事務の遂行上、必要最小限の範囲に限定している。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	国民健康保険法第9条及び番号法別表第二の4、2、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	国民健康保険法第9条及び命令第2条の表69、70、71、160の項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(前略) 4 収納事務 賦課情報や納付情報等を収納事務に使用する。 5 滞納整理事務 滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。	(前略) 5 保険料の収納に関する事務 ① 被保険者情報と納付情報を照合し、収納管を行うための基礎情報として使用する。 ② 納付情報や賦課情報等を元に、過誤納金の還付・充当事務を行うために使用する。 ③ 口座振替等において、被保険者情報と金融機関口座情報の管理を行うために使用する。 6 保険料の滞納整理に関する事務 ① 滞納情報等を把握・管理し、滞納者に対する督促や催告のために使用する。 ② 滞納者の財産調査や、情報提供ネットワークシステム等を通じた他機関への資産照会・連携を行い、滞納処分を行うための基礎情報として使用する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	1 資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・被保険者証等の交付等 2 給付事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 賦課事務 ・保険料額決定等	1 資格に関する事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・資格確認書等の交付等 2 保険給付に関する事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 保険料の賦課に関する事務 ・保険料額決定等 4 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する。11件	委託する。6件	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	療養費支給申請書点検業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	削除	診療報酬明細書審査支払等に関する業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	削除	本市における国民健康保険事業の適正かつ効率的な執行を目的として、以下の各種業務を包括して委託する。 1. 診療報酬明細書(レセプト)の審査及び支払業務 医療機関等から請求されるレセプトの点検・審査及び診療報酬等の支払に関する業務。 2. レセプト等の点検・資格重複点検等業務 医療費適正化のためのレセプト内容点検、及び他制度との資格重複チェック等のデータ処理業務。 3. 後発医薬品(ジェネリック)差額通知等に関わるデータ作成業務 被保険者への医療費啓発、及び各種通知書(ジェネリック差額通知、医療費通知等)の作成に伴うデータ加工・整理業務。 4. 第三者行為事案に係る損害賠償請求事務(求償事務) 交通事故等の第三者行為による給付事案に係る損害賠償請求(関係書類の受付・審査、過失割合の交渉、求償額の算定等)に関する業務。 5. 国民健康保険資格継続・高額医療費共同処理事務等 中間サーバー及び国保情報集約システム等を介した各種情報連携、高額療養費等の共同処理に関わるシステム運用・データ連携業務。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	削除	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	削除	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	削除	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	削除	国民健康保険法第85条第3項において、各業務を都道府県単位で組織される国保連合会に委託することができる旨が規定されている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	削除	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	削除	専用線・紙	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	削除	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	削除	国保連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	削除	再委託する	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	削除	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	削除	資格継続業務及び高額該当回数の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	診療報酬明細書点検業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	削除	国保システムの運用・保守委託 ①～⑨(略) (項番7から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (変更前委託事項7)	札幌市ホームページ「総務局情報システム部 入札・契約等情報」にて公表する。	札幌市ホームページ入札等契約結果一覧にて公表する。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	ジェネリック差額通知業務委託 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	療養の給付に関する費用の審査・支払業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	削除	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 ①～⑨(略) (項番9から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	国保システムの運用・保守委託 ①～⑨(略) (項番4に繰り上げ)	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 ①～⑨(略) (項番10から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	当市	本市	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条	国民健康保険法第110条	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会 (北海道国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1～提供先20	削除	命令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	削除	命令第2条の表に定める情報照会者(別紙参照)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	削除	命令第2条の表	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	削除	命令第2条の表に定める各事務	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	削除	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	削除	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	削除	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	削除	情報提供ネットワークシステム、専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	削除	(別紙2)提供先一覧のとおり	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第27項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって命令第29条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第29条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第42項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第44条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第48項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第50条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第87項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第89条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第117条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	保健福祉局総務部総務課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第131項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。国保システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。国保システム標準化後はID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイスによる認証を必要とする。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(上記続き)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 -ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 -日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<札幌市における措置> (前略) 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時はPM所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。 (中略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する。	(前略) 4 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の inputs を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	1 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 2 リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> (省略) <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	<国保業務における措置> (追記)4 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付する。 <市内各業務システムとの連携における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。また、本書において、事務ごとに特定個人情報の利用目的を詳細に定義し、これを公表することで、入手元が事前に使用目的を認識できる措置を講じている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 2 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。	個人番号カード又は身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。データ連携PCがあるならおけ	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、入力誤りを未然に防止する。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	<国保業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫や権限を付与された職員のみがアクセス可能なID・パスワード管理により保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。国保システム標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <業務間連携システムにおける措置> インターネットから隔離された専用回線を用いているため、外部への情報漏えいを防止している。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。(後略)	1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。国民健康保険システム標準化後は、ガバメントクラウドに保存し、システム基盤(社会保障宛名)は使用しない。(後略)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク1 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<標準化後の国保システム及び統合収納管理・統合滞納整理システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<標準化後の国保システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 その他の措置の内容	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <システム標準化後の国保システム及び統合収納管理・統合滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう国保統括部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、国保統括部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク3 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク4 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 【新基幹系システムの場合】 サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 (中略) 【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 【国民健康保険業務の場合】 ①閲覧/更新権限を持つものは必要最小限とし、アカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 ②ログを取得し、必要に応じ不正な使用がないことを確認している。 (中略) 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(前略) 【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	(前略) 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業員の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	<情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	<ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」（令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立ち会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立ち会う。国保システム標準化後は国保統括部門の職員が立ち会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2 リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。国民健康保険システム標準化後は、保険企画課情報システム担当の管理の下に実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ②安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ③安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<札幌市における措置> (中略) 5 国民健康保険システム標準化後は、ガバメントクラウド上に保存される。 (中略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたものだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (追記) 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	上記続き	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人番号 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	(前略) <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-1 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-1 監査 ①監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-1 監査 ①監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	(前略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV-2 監査 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-3. その他のリスク対策	-	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更